

平成 23 年 6 月 24 日
上 下 水 道 局

浄水・下水汚泥の放射性物質測定結果について

1 測定に至る経過

東日本を中心とする各都県内の浄水汚泥及び下水汚泥から放射性物質が検出されていることを受けて、市内の浄水場及び下水処理場から発生する汚泥の放射性物質の測定を実施しました。

2 放射性物質測定結果

[単位 : Bq (ベクレル) /kg]

施設名称	試料採取日	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	セシウム合計
米内浄水場	H23. 6. 14	検出されず	201	216	417
中屋敷浄水場	H23. 6. 14	検出されず	408	434	842
沢田浄水場	H23. 6. 14	検出されず	341	395	736
新庄浄水場	H23. 6. 14	検出されず	91	97	188
中川原終末処理場	H23. 6. 14	検出されず	482	553	1,035

3 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方

平成 23 年 6 月 16 日付「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方（原子力災害対策本部）」（以下、通知という。）が示された。

概要については以下のとおり。

①焼却・溶融

焼却・溶融等による減容化可能なものは、必要に応じ、安全の確保を担保できるよう適切に管理しつつ減容化する。

②保管等

脱水汚泥等は、必要に応じ減容化等を行い、下水処理場等適切な施設に保管する。また、居住地域等の敷地境界から適切な距離をとり、管理型処分場の埋立敷地内等に仮置きできる。

③処分

当面、Cs134 及び Cs137 の合計濃度が、8,000Bq (ベクレル) /kg 以下の脱水汚泥等（焼却・溶融等を行った物を含む）については、跡地を居住等の用途に供しないことで、土壤層の設置、防水対策等の適切な対策を講じて埋立できる。

④脱水汚泥等を利用した副次産物の利用について

脱水汚泥等を再利用して生産する物については、希釈されること等を考慮し、市場に流通する前にクリアランスレベル以下となる物は利用できる。セメントについては、袋詰めの段階で、Cs の合計 100Bq/kg 以下とする。ただし、再利用に関する

評価が定められていない園芸用土等の製品については、当面、製品の出荷を自粛することが適切である。今後、当該製品の利用形態に応じ、関係府省において安全性を評価した上で、出荷を再開する。

4 今後の対応について

(1) 浄水汚泥

浄水汚泥は、民間処理業者と契約し再利用目的でセメント原料化しているが、平成23年5月26日受入れ停止されて以降、4浄水場内に仮置きしている。今後は、汚泥受入れ再開に向けて、測定結果を同処理業者に提示し、通知に基づく再利用処分について協議を進める。なお、協議が整うまでの間、引き続きそれぞれの浄水場内に適切に保管するものである。

(2) 下水汚泥

下水汚泥は、民間処理業者と契約し再利用目的でコンポスト化しているが、現在も受け入れられているものの、通知ではコンポスト化する場合のクリアランスレベルが示されなかったことから、今後の受入れについては不透明であり、今後は測定結果を同処理業者に提示し、再利用処分について協議を進める。なお、協議が整うまでの間、通知に基づき中川原終末処理場内において、適正に保管をするものである。

「考え方」に基づく浄水発生土の処分等の概要

参考資料

(^{134}Cs 及び ^{137}Cs の合計濃度)

10万Bq/kg超

県内の遮へいできる施設で保管

10万Bq/kg以下

濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、
管理型処分場に仮置き
・8千～10万の最終的な処分について、
環境保全のあり方を引き続き検討

8千Bq/kg以下

(跡地を居住等の用途に供しない場合)
管理型処分場に埋立処分
・跡地を農耕、居住等に利用する場合
利用用途ごとに安全性を評価

クリアランスレベル以下*

再利用

・他の原材料との混合・希釈等を考慮し、
市場に流通する前にクリアランスレベル
以下になる物は利用可能

・園芸用土等の製品について、出荷
を自粛し、今後安全性を評価

*原子炉等規制法に定めるコン
クリート等のクリアランスレベル
は100Bq/kg

